

証券コード 8281
平成21年6月4日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

ゼビオ株式会社

代表取締役社長 諸 橋 友 良

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第37期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 議決権行使書のご返送は平成21年6月25日午後5時までに到着するようにご投函ください。
(2) 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取り扱います。
(3) 議決権の不統一行使をされる場合には、平成21年6月22日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.xebio.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）におけるわが国経済は、米国の金融危機に端を発した世界的な経済情勢の悪化の影響を受け、企業収益が大幅に減少するなど、景気の後退が深刻さを増してまいりました。

スポーツ用品小売業界におきましても、消費者心理の冷え込みから、ゴルフクラブ、ウィンター用品といった高額商品の販売が伸び悩み、下半期は気温の上昇も相俟ってアウターウェアやトレーニングウェアの需要も減少する等、厳しい環境となりました。

その一方で健康志向の高まりやランニングブーム等からスポーツへの参加者の増加が見られ、ランニングシューズやアスレチックスポーツ用品、アウトドア用品の販売は堅調に推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、各店舗のスポーツ総合展開にあたり、これまでの画一的な品揃えから、その地域に見合った品揃えを実現するべく、地域、及び個店単位の特色ある品揃えに取組み、各地域のお客様のニーズをいち早く取り込めるよう改善を重ねてまいりました。

店舗オペレーションに関しましては、常にお客様に気持ちよく安心してお買物をしていただけるよう、各商品の素材や機能の特徴、使い方などを分かりやすく表現した店舗作りに注力するほか、POSシステムの刷新による、店舗業務の省力化、接客販売への人員のシフト等による、売り場効率の改善と人件費コントロールに努めてまいりました。経費面では、広告宣伝費などにおいて、費用対効果を考慮し、経費削減・利益確保に努めました。

成長戦略の実現に関しましては、中古ゴルフクラブの買取、販売においてトップシェアの株式会社ゴルフパートナーを株式公開買付けにより（平成21年4月1日には100%）子会社化したほか、民事再生法を申請した都市型中古ゴルフの老舗であるフェスティバルゴルフの主要な事業を譲り受けることで、ゴルフ事業における新品と中古品を融合させる新たなマーケット開拓の足がかりをつくることができました。

店舗展開におきましては、主力のスポーツ業態で、スーパースポーツゼビオ9店舗、ヴィクトリアゴルフ3店舗の出店に加え、スポーツ、ゴルフ、アウトドア業態を統合したヴィクトリアスポーツモールを1店舗出店いたしました。ファッ

ション事業ではネクスト3店舗、単独店では初となるX'tyle（エクスタイル）1店舗を新規に出店いたしました。これらの結果、当連結会計年度末における当社グループの店舗数は、株式会社ヴィクトリアの63店舗、株式会社ゴルフパートナーの直営店舗71店舗、株式会社フェスティバルゴルフ5店舗と合わせて286店舗となりました。また、売場面積は前連結会計年度末に比べて11,640坪増加して129,389坪となりました。

また、当連結会計年度における連結業績は、売上高は154,159百万円（前期比6.7%増）、営業利益は10,774百万円（同4.3%減）、経常利益11,979百万円（同5.2%減）、当期純利益は特別損失の計上などにより6,105百万円（同26.8%減）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門		第 36 期		第37期（当期）		前期比							
		売上高	構成比	売上高	構成比								
		百万円	%	百万円	%	%							
ウ	ィ	ン	タ	ー	ス	ポ	ー	ツ	18,657	12.9	17,838	11.6%	95.6
	ゴ		ル		フ				32,084	22.2	34,231	22.2%	106.7
	ア		ス		レ		チ		42,877	29.7	46,961	30.5%	109.5
	ト		レ		ニ		ン		26,516	18.3	27,891	18.1%	105.2
	ア		ウ		ト		ド		18,006	12.5	19,583	12.7%	108.8
	ス		ポ		ー		ツ		138,142	95.6	146,505	95.1%	106.1
	フ		ア		ッ		シ		3,739	2.6	3,352	2.1%	89.6
	そ		の		他		計		2,633	1.8	4,301	2.8%	163.3
	合		計						144,515	100.0	154,159	100.0	106.7

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンター用品・用具部門】

ウィンター用品・用具につきましては、景気の影響に加え気温の上昇と雪不足によるスキー場のオープンが大幅に遅れたこと等の原因から、販売は伸び悩み、部門合計では売上高前年比4.4%の減少となりました。

【ゴルフ用品・用具部門】

女子プロゴルフの活況に加え、人気若手プロゴルファーの活躍により、レディスゴルファーやジュニア層へ市場が拡大しており、ゴルフウェアやゴルフ小物、初心者用ゴルフセットなどの販売は拡大基調にあります。

昨年度のルール改正に伴う適合クラブへの買い替えが進行した反動や、消費マインドの低下による買い控えの影響を受けたものの、当連結会計年度より株

式会社ゴルフパートナーと株式会社フェスティバルゴルフが連結対象となったことにより売上高は前期比6.7%増加いたしました。

【アスレチック、トレーニングウェア部門】

メタボリック検診開始による健康志向の高まりやランニングブームなどから、スポーツシューズやアウトドア用品は好調に推移いたしました。海外でのプロスポーツ選手の目覚ましい活躍により学需やアマチュアスポーツが活発になり、野球やサッカーは、グッズ・ウェアとも堅調に推移いたしました。その結果、売上高は前期比7.9%増加いたしました。

【アウトドア・その他部門】

健康ブームに併せ、中高年層を中心としたトレッキングやウォーキング需要や近場で手軽に余暇を過ごすスタイルの増加から、トレッキング、キャンプ用品を中心に堅調に推移し、売上高は前期比8.8%増加いたしました。

【ファッション衣料部門】

メンズ事業部門では、スポーツとカジュアルの融合をテーマとするセレクトショップで初の単独店となるX'tyleを出店いたしました。

ネクスト衣料部門では、女性ファッション雑誌とのタイアップやメディアの活用により、顧客拡大を図ってまいりましたが、節約志向の消費環境と価格競争の激化などにより販売は苦戦を強いられました。その結果、ファッション衣料部門の売上高は前期比10.4%減少となりました。

【クレジットカード事業部門】

引き続き積極的な会員募集を行い、当連結会計年度末における会員数は、目標としておりました50万人を概ね達成しました。また、会員の利用促進により、ゼビオグループ内での利用はもちろんのこと、他店での利用も順調に増加しております。

(2) 対処すべき課題

将来的に予測されるわが国における国民の税負担、社会保障費負担の増加による消費環境の不透明感の中、長期的には少子高齢化と人口の減少といった社会環境の変化が予測されています。また、当社の属する小売業界においては、「勝ち組」によるマーケットの寡占化と価格競争の激化が予見されています。

これらの市場環境に対応するため、グループ企業間の相乗効果を最大限に活かし、スポーツ事業への収益性と資金効率の改善のための投資を拡大することにより、スポーツ業界における確固たる競争優位性を確立し、グループの企業価値を高めてまいります。

これらの収益力の拡大を達成するために、新たな成長戦略に対応できる組織改革と業務改革を行っていくことに加え、内部監査機能の充実・強化を中心とするリスク管理や法令・社会規範の遵守などのコンプライアンスの強化を更に推進し、

特に商品の品質管理及び個人情報保護面での徹底を行ってまいります。

内部統制報告制度のスタートに際して、取締役、使用人の職務執行を法令・定款に適合することを確保するためだけではなく、当社及びグループ各社の業務の適正性、効率性を確保するための体制を確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は10,366百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（21店舗）であり、その内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名	時 期	店 名
平成20年4月	ヴィクトリアゴルフ三鷹野崎店	平成20年4月	ヴィクトリアゴルフ佐賀店
平成20年4月	S S X日立城南店	平成20年4月	S S Xエミフル松前店
平成20年9月	next越谷イオンレイクタウン店	平成20年9月	X' tyle越谷イオンレイクタウン店
平成20年9月	ヴィクトリアスポーツモール越谷イオンレイクタウン店	平成20年10月	S S Xイオン大曲店
平成20年10月	next仙台泉プレミアムアウトレット店	平成20年10月	S S X苫小牧柳町店
平成20年10月	S S Xイーアスつくば店	平成20年11月	S S Xスマーク伊勢崎店
平成20年11月	S S X盛岡盛南店	平成20年11月	S S Xゆめタウン大牟田店
平成20年11月	S S Xイオンモール草津店	平成20年11月	next横浜元町店
平成20年12月	S S X福島南バイパス店	平成20年12月	ゴルフパートナー高島平店
平成21年3月	ゴルフパートナー福岡福重店	平成21年3月	ゴルフパートナーR16柏店
平成21年3月	ヴィクトリアゴルフ聖蹟桜ヶ丘店	—	—

(注) S S Xはスーパースポーツゼビオ、nextはネクスト、X' tyleはエクスタイルを表しております。ヴィクトリアゴルフ、ヴィクトリアスポーツモールは株式会社ヴィクトリアの、ゴルフパートナーは株式会社ゴルフパートナーの新規出店であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 34 期	第 35 期	第 36 期	第37期 (当期)
	平成18年 3 月期	平成19年 3 月期	平成20年 3 月期	平成21年 3 月期
売 上 高 (百万円)	121,048	132,227	144,515	154,159
経 常 利 益 (百万円)	11,112	11,495	12,637	11,979
当期純利益 (百万円)	6,996	7,288	8,342	6,105
1 株当たり当期純利益(円)	228.18	159.13	182.11	133.46
総 資 産 (百万円)	117,106	122,080	133,123	138,663
純 資 産 (百万円)	72,919	78,598	85,426	88,795
1 株当たり純資産(円)	2,387.14	1,716.02	1,864.17	1,979.57

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ヴィクトリア	3,350百万円	100%	スポーツ用品小売事業
清 稜 山 株 式 会 社	10百万円	100%	研修宿泊施設の経営等
ゼビオビジネスサービス株式会社	30百万円	100%	給与計算及び設備管理 業務サービス等
ゼビオインシュアランスサービス株式会社	10百万円	100% (100%)	保険代理事業
ゼビオカード株式会社	3,450百万円	100%	クレジットカード事業、割 賦販売事業及び融資事業等
株式会社ゴルフパートナー	673百万円	(※1)95.5%	スポーツ用品小売事業
株式会社フェスティバルゴルフ	50百万円	100% (100%)	スポーツ用品小売事業
ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社	300百万円	100%	販売業務請負業

- (注) 議決権比率の () 内は、間接所有割合 (内数) であります。
 (※1) 株式会社ゴルフパートナーの議決権比率は、平成21年 4 月 1 日に100%となっております。

当社の連結子会社は、12社であり、当連結会計年度の連結売上高は154,159百万円 (前期比106.7%)、連結経常利益は11,979百万円 (前期比94.8%)、連結当期純利益は6,105百万円 (前期比73.2%) となりました。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係子会社12社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、研修宿泊事業、事務サービス事業、保険代理事業、品質管理事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業部門)

スキー・スノーボード、ゴルフ、テニス等の一般スポーツ、アウトドア、トレーニングなどのあらゆるスポーツ用品・用具を取り扱うスポーツ大型専門店事業を展開。また、アウター、ジーンズ、セーター、パンツ、カット（トレーナー、ポロシャツ等）などのメンズ、レディス・カジュアル衣料も展開。

ゼビオ株式会社

業態 スーパースポーツゼビオドーム
スーパースポーツゼビオ
ゼビオスポーツ
G・O・1(ゴルフ専門店)

株式会社ヴィクトリア
(子会社)

業態 ヴィクトリア
ヴィクトリアゴルフ

株式会社ゴルフパートナー
(子会社)

業態 エル・ブレス(アウトドア専門店)
ゴルフパートナー

株式会社フェスティバルゴルフ
(子会社)

業態 フェスティバルゴルフ

(ファッション事業部門)

イギリスの製造小売チェーンネクスト社(next P L C)と提携し、同社の企画した商品を日本国内において独占販売するネクスト事業及び当社独自のファッション展開を行っているX'tyle事業。取扱商品はメンズ、ウィメンズ、チルドレンズの衣料等。

ゼビオ株式会社

業態 next(ネクスト)
X'tyle(エクスタイル)

②サービス事業

ゼビオカード株式会社(子会社)

クレジットカード事業、割賦販売業、融資事業等。

清稜山株式会社(子会社)

研修、福利厚生施設として宿泊施設の運営等。

名称「清稜山倶楽部」

ゼビオビジネスサービス株式会社（子会社）

給与計算及び設備管理業務の受託等。

ゼビオインシュアランスサービス株式会社（子会社）

損害保険代理店業務、生命保険の募集に関する業務。

ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社（子会社）

販売業務請負業。

(7) 主要な事業所及び店舗

① 当 社

本 社 福島県郡山市朝日三丁目 7 番35号

本宮流通センター 福島県本宮市本宮字中野14番 2 号

店 舗 147店舗

北海道	14店舗	青森県	4店舗	岩手県	5店舗	宮城県	8店舗
秋田県	3店舗	山形県	4店舗	福島県	10店舗	茨城県	5店舗
栃木県	6店舗	群馬県	1店舗	埼玉県	3店舗	千葉県	10店舗
東京都	9店舗	神奈川県	8店舗	新潟県	8店舗	富山県	3店舗
石川県	3店舗	福井県	1店舗	長野県	4店舗	静岡県	1店舗
愛知県	5店舗	三重県	1店舗	滋賀県	1店舗	京都府	2店舗
大阪府	3店舗	兵庫県	4店舗	奈良県	1店舗	広島県	3店舗
香川県	1店舗	愛媛県	1店舗	福岡県	8店舗	佐賀県	1店舗
熊本県	3店舗	大分県	1店舗	宮崎県	1店舗	鹿児島県	1店舗

② 子会社

株式会社ヴィクトリア 東京都千代田区神田小川町三丁目 4 番地 2

店 舗 63店舗

福島県	1店舗	茨城県	1店舗	埼玉県	4店舗	千葉県	5店舗
東京都	27店舗	神奈川県	16店舗	静岡県	1店舗	大阪府	1店舗
奈良県	1店舗	島根県	1店舗	福岡県	2店舗	佐賀県	1店舗
大分県	1店舗	宮崎県	1店舗				

株式会社ゴルフパートナー 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号
シオノギ本町共同ビル11階

直 営 店 舗 71店舗

茨城県 4店舗 栃木県 1店舗 埼玉県 5店舗 千葉県 11店舗
東京都 16店舗 神奈川県 6店舗 愛知県 4店舗 三重県 1店舗
大阪府 11店舗 兵庫県 2店舗 奈良県 2店舗 広島県 1店舗
福岡県 5店舗 熊本県 2店舗

株式会社フェスティバルゴルフ 東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2

店 舗 5店舗

東京都 5店舗

ゼビオカード株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

清稜山株式会社 福島県郡山市熱海町熱海五丁目18番地

ゼビオビジネスサービス株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番7号

ゼビオインシュアランスサービス株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番7号

ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比
1,437名	475名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト4,629名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
 (3) 株主数 4,648名
 (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	持 株 数	出資比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 ^株	17.2%

(5) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	出資比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 ^株	17.2%
財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	9.4
有 限 会 社 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー	4,121,400	8.6
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,327,750	6.9
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,254,800	6.8
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4 G)	2,164,100	4.5
諸 橋 輝 子	1,392,364	2.9
諸 橋 友 良	1,172,750	2.4
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	1,123,600	2.3
諸 橋 寛 子	900,897	1.9

- (注) 1. 当社は、自己株式3,084,571株を保有しておりますが、議決権がないため、上記の大株主から除外しております。
 2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権の状況

平成17年8月16日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額

払込を要しない。

②新株予約権の行使価額

1個につき2,787円

③新株予約権の行使条件

ア、新株予約権の一部行使はできるものとする。

イ、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は従業員の地位を失った場合であっても、取締役の任期満了等の正当な理由による退任、又は従業員の定年、会社都合等の正当な理由による退職の場合にはこの限りではない。

ウ、新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継しこれを行行使することができる。

エ、その他の条件については、当社の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

⑤当社役員の保有状況

	取締役(社外取締役を除く)
保有者数	1名
新株予約権の数	20個
目的である株式の種類および数	当社普通株式3,000株

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
諸橋友良	代表取締役社長	株式会社ヴィクトリア 代表取締役 ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社 代表取締役
大滝秀雄	取締役	ゼビオカード株式会社 代表取締役
北沢猛	取締役	—
谷代正毅	取締役	日墨ホテル投資株式会社 代表取締役
石綿学	取締役	弁護士
大和田美明	常勤監査役	—
吉田好一	常勤監査役	—
小谷野幹雄	監査役	公認会計士
渡邊航	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役谷代正毅、石綿学の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小谷野幹雄、渡邊航の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役渡邊航氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 平成20年6月27日開催の第36回定時株主総会において、取締役藤澤剛、寺口絃一の両氏が任期満了により退任いたしました。また、同総会において、新たに北沢猛、石綿学の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	73百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	23百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。
 3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円(取締役に対し15百万円)および役員退職慰労引当金繰入額15百万円(取締役11百万円、監査役3百万円)が含まれております。
 4. 上記のほか、当事業年度において支給した役員退職慰労金の額は次のとおりであります。
 ・平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金
 取締役1名 1百万円(うち社外取締役1百万円)

(3) 社外役員に関する事項

- ・取締役谷代正毅氏は、日墨ホテル投資株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。なお、当社は、日墨ホテル投資株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、子会社株式会社ヴィクトリアの社外監査役、日本システムウェア株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、日本システムウェア株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・当社と社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会28回に出席(出席率97%)し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会18回に出席(出席率90%)し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会24回に出席(出席率83%)し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり発言を行っております。
- ・監査役渡邊航氏は当期開催の取締役会25回に出席(出席率86%)し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり発言を行っております。

イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会15回に出席(出席率94%)し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役渡邊航氏は当期開催の監査役会15回に出席(出席率94%)し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社である株式会社ゴルフパートナーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して下記の業務の対価を支払っております。

- ・ 四半期財務情報開示に係る相談業務
- ・ 内部統制構築に関する助言・指導業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「行動基準」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役は総務担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部署を設けると共に、役職員教育等を行うものとする。

監査役及び内部監査室は、関連部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。

また、法令もしくは定款上疑義のある行為等について使用人が告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報に関する規程」を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等、当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を新たに制定し、全社的なリスクを組織横断的に管理する部署を設けることとする。各部門においては、関連する規程に基づきガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、部門毎のリスク管理体制を確立する。

監査役および内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、取締役・執行役員を構成員とする経営会議および取締役会において、ITを活用した月次業績のレビューと改善策の実施を行い、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立するものとする。

5. 当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体

の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するために、関連会社連絡会議を開催する。

当社取締役、部門長およびグループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することを認識し、グループ各社全体の業務適正化のために積極的に取組むものとする。

当社の監査役および内部監査室は、定期または不定期に当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果は取締役会および関連会社連絡会議に報告されるものとする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び不正行為や定款違反事項、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項を報告するものとする。その報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、取締役および重要な各使用人からの個別ヒヤリングの機会を与えることとすると共に、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を負託された者の責務として、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、安定成長に向けた財務体質の強化と今後とも予想される競争の激化に対処するため、①店舗の新設および改装や増床への投資、②消費者の多様なニーズに的確に応えるための商品開発への投資、③経営の効率化に向けた情報システムへの投資などに活用し、経営基盤の安定と拡大に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(67,373)	流 動 負 債	(45,942)
現金及び預金	11,195	支払手形、支払信託及び買掛金	34,132
受取手形及び売掛金	8,164	短期借入金	1,200
有価証券	2,000	1年内返済予定長期借入金	448
営業貸付金	2,072	未払法人税等	1,796
商品	40,377	賞与引当金	797
繰延税金資産	1,014	役員賞与引当金	15
その他	2,859	ポイントサービス引当金	1,920
貸倒引当金	△309	その他	5,632
固 定 資 産	(71,290)	固 定 負 債	(3,925)
有 形 固 定 資 産	(34,990)	長期借入金	492
建物及び構築物	15,640	繰延税金負債	116
土地	15,146	退職給付引当金	114
建設仮勘定	315	役員退職慰労引当金	58
その他	3,888	負ののれん	1,305
無 形 固 定 資 産	(7,694)	その他	1,837
のれん	5,551		
ソフトウェア	2,108		
その他	34		
投資その他の資産	(28,605)	負 債 合 計	49,868
投資有価証券	627	純 資 産 の 部	
長期貸付金	98	株 主 資 本	(88,682)
繰延税金資産	2,138	資 本 金	(15,935)
差入保証金	9,249	資 本 剰 余 金	(16,110)
敷金	11,616	利 益 剰 余 金	(62,129)
貸貸不動産	2,336	自 己 株 式	(△5,493)
その他	2,644	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(54)
貸倒引当金	△105	その他有価証券評価差額金	44
		繰延ヘッジ損益	10
		少 数 株 主 持 分	(57)
		純 資 産 合 計	88,795
資 産 合 計	138,663	負 債 及 び 純 資 産 合 計	138,663

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		154,159
売上原価		94,546
売上総利益		59,613
販売費及び一般管理費		48,839
営業利益		10,774
営業外収益		
受取利息	159	
受取配当金	15	
不動産賃貸収入	870	
負ののれん償却	866	
その他	225	2,137
営業外費用		
支払利息	10	
不動産賃貸費用	844	
その他	76	931
経常利益		11,979
特別利益		
預り保証金解約益	57	57
特別損失		
固定資産除却損	260	
減損損失	1,615	
店舗閉鎖損失	459	
固定資産臨時償却費	50	
投資有価証券評価損	324	
その他	145	2,856
税金等調整前当期純利益		9,180
法人税、住民税及び事業税	3,679	
法人税等調整額	△604	3,074
少数株主利益		0
当期純利益		6,105

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	15,935	16,108	57,398	△3,995	85,447
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,374		△1,374
当期純利益			6,105		6,105
自己株式の取得				△1,502	△1,502
自己株式の処分		1		4	6
連結子会社の増加による少数株主持分の増減					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1	4,730	△1,498	3,234
平成21年3月31日残高	15,935	16,110	62,129	△5,493	88,682

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高	11	△33	△21	—	85,426
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,374
当期純利益					6,105
自己株式の取得					△1,502
自己株式の処分					6
連結子会社の増加による少数株主持分の増減				57	57
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	33	43	76	0	76
連結会計年度中の変動額合計	33	43	76	57	3,368
平成21年3月31日残高	44	10	54	57	88,795

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称 清稜山株式会社
ゼビオビジネスサービス株式会社
株式会社ヴィクトリア
ゼビオインシュアランスサービス株式会社
ゼビオカード株式会社
株式会社リファイン
株式会社レオニアン
株式会社カイザー
ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社
株式会社ゴルフパートナー
東北アイスホッケークラブ株式会社
株式会社フェスティバルゴルフ

このうち、ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社、東北アイスホッケークラブ株式会社及び株式会社フェスティバルゴルフについては新たに設立したことにより、株式会社ゴルフパートナーについては株式取得に伴い、また、従来非連結子会社でありました株式会社カイザーは重要性が増したため、それぞれ当連結会計年度から連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は主として移動平
均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時 価 法

③ たな卸資産
商 品……………主として個別法による原価法(収益性
の低下による簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ47百万円減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産及び賃貸不動産(リース資産を除く)……………定率法
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

器具備品(その他) 3年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響はセグメント情報の記載を省略しているため記載しておりません。

- ④ 長期前払費用……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

- ④ ポイントサービス引当金……………会員カードによるポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
(イ)ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を満たしている通貨オプションについては、振当処理によっております。
- (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 通貨オプション
ヘッジ対象 外貨建予定取引
- (ハ)ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- (ニ)ヘッジ有効性評価の方法
通貨オプションについては、ヘッジ対象取引との通貨単位で、同一金額、同一期日で振当処理を行っており、期末時点での有効性の評価を行っております。
- ③ 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
5. **連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項**
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
6. **のれん及び負ののれん償却に関する事項**
のれんは15年間で均等償却しております。
負ののれんは5年間で均等償却しております。

〔連結貸借対照表関係〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,796百万円
 賃貸不動産の減価償却累計額 2,961百万円
2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

土地	181百万円
建物	18百万円
合計	199百万円

(2) 上記に対応する債務は次のとおりであります。

1年以内返済予定長期借入金	74百万円
長期借入金	56百万円
合計	131百万円

〔連結株主資本等変動計算書関係〕

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	47,911	—	—	47,911

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

イ. 平成20年6月27日開催の第36回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 687百万円
- ・1株当たりの配当額 15円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月30日

ロ. 平成20年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 687百万円
- ・1株当たりの配当額 15円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成21年6月26日開催予定の第37回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 672百万円
- ・1株当たりの配当額 15円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

〔1株当たり情報〕

1株当たり純資産額

1,979円57銭

1株当たり当期純利益

133円46銭

〔重要な後発事象〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
営業店舗	店舗設備	建 物 等
賃貸店舗等	店舗設備等	建 物 等

当社グループは、各店舗設備単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は業績不振等を要因としており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,615百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物918百万円、構築物49百万円、器具備品384百万円、投資不動産25百万円及びその他237百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値等により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として7.3%で割り引いて算定しております。

2. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、連結子会社1社は、企業年金基金制度に加入していないため、退職給付債務の確定にあたり簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）

イ. 退職給付債務	△2,050百万円
ロ. 年金資産	1,349百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△700百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	440百万円
ホ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	146百万円
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△114百万円
ト. 退職給付引当金	△114百万円

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

イ. 勤務費用	119百万円
ロ. 利息費用	40百万円
ハ. 期待運用収益	△35百万円
ニ. 数理計算上の差異の損益処理額	50百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	16百万円
ヘ. 退職給付費用	191百万円

(注)簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	2.35%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

翌連結会計年度から損益処理することとしております。

3. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

商 品 評 価 損	137百万円
未 払 事 業 税	166百万円
賞 与 引 当 金	323百万円
ポイントサービス引当金	781百万円
そ の 他	368百万円
小 計	1,777百万円
評 価 性 引 当 額	△763百万円
合 計	1,014百万円

繰延税金資産（固定）

貸 倒 引 当 金	29百万円
退 職 給 付 引 当 金	46百万円
役員退職慰労引当金	23百万円
減 価 償 却 費	313百万円
投資有価証券評価損	16百万円
減 損 損 失	2,064百万円
繰 越 欠 損 金	975百万円
そ の 他	216百万円
小 計	3,685百万円
評 価 性 引 当 額	△1,421百万円
合 計	2,263百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	30百万円
連結に伴う土地評価替	116百万円
その他の	94百万円
合 計	241百万円
差 引	2,021百万円
うち繰延税金資産(固定)計上額	2,138百万円
うち繰延税金負債(固定)計上額	116百万円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 （調整）	40.4%
住民税均等割額	1.9%
負ののれん償却額	△3.3%
評価性引当額	△5.4%
その他の	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5%

4. リース取引関係

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
(有形固定資産) その他	3,428	1,986	350	1,090

② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額

1年内	554百万円
1年超	930百万円
合計	1,485百万円
リース資産減損勘定期末残高	284百万円

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	686百万円
リース資産減損勘定の取崩額	37百万円
減価償却費相当額	648百万円
支払利息相当額	41百万円
減損損失	232百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	2,708百万円
1年超	15,972百万円
合計	18,681百万円

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

ゼビオ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	御子柴 顯 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

ゼビオ株式会社 監査役会

常勤監査役	大和田 美 明	Ⓔ
常勤監査役	吉 田 好 一	Ⓔ
社外監査役	小谷野 幹 雄	Ⓔ
社外監査役	渡 邊 航	Ⓔ

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(48,245)	流 動 負 債	(31,337)
現金及び預金	7,722	支払手形	3,194
売掛金	2,504	買掛金	22,878
有価証券	1,900	未払金	2,057
商 品	30,167	未払法人税等	1,626
関係会社短期貸付金	3,648	預り金	133
前払費用	658	前受収益	66
繰延税金資産	887	賞与引当金	541
未収金	204	役員賞与引当金	15
その他	553	ポイントサービス引当金	645
貸倒引当金	△1	その他	178
固 定 資 産	(66,044)	固 定 負 債	(1,610)
有 形 固 定 資 産	(22,281)	退職給付引当金	112
建築物	11,426	役員退職慰労引当金	58
構築物	527	預り保証金	432
車両運搬具	0	リース債務	415
器具備品	2,902	その他	591
土地	6,638		
建設仮勘定	301		
リース資産	483		
無 形 固 定 資 産	(1,426)	負 債 合 計	32,948
ソフトウェア	1,421	純 資 産 の 部	
電話加入権	4	株 主 資 本	(81,286)
投資その他の資産	(42,337)	資本金	(15,935)
投資有価証券	575	資本剰余金	(16,110)
関係会社株式	13,309	資本準備金	15,907
長期貸付金	63	その他資本剰余金	203
関係会社長期貸付金	4,933	利 益 剰 余 金	(54,734)
長期前払費用	1,051	利益準備金	802
繰延税金資産	2,108	その他利益剰余金	(53,931)
差入保証金	8,283	別途積立金	49,550
敷入金	8,958	繰越利益剰余金	4,381
貸貸不動産	2,714	自 己 株 式	(△5,493)
その他	436	評価・換算差額等	(54)
貸倒引当金	△97	その他有価証券評価差額金	44
		繰延ヘッジ損益	10
資 産 合 計	114,289	純 資 産 合 計	81,341
		負債及び純資産合計	114,289

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		117,460
売上原価		72,420
売上総利益		45,039
販売費及び一般管理費		36,097
営業利益		8,942
営業外収益		
受取利息	290	
受取配当金	15	
不動産賃貸収入	963	
その他	266	1,536
営業外費用		
不動産賃貸費用	700	
その他	61	761
経常利益		9,717
特別利益		
預り保証金解約益	57	57
特別損失		
固定資産除却損	236	
減損損失	1,530	
店舗閉鎖損失	433	
固定資産臨時償却費	8	
投資有価証券評価損	324	
その他	150	2,684
税引前当期純利益		7,090
法人税、住民税及び事業税	3,509	
法人税等調整額	△587	2,921
当期純利益		4,168

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成20年3月31日残高	15,935	15,907	201	16,108
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1
平成21年3月31日残高	15,935	15,907	203	16,110

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	802	44,850	6,288	51,940	△3,995	79,989
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△1,374	△1,374		△1,374
当期純利益			4,168	4,168		4,168
別途積立金の積立		4,700	△4,700	—		—
自己株式の取得					△1,502	△1,502
自己株式の処分					4	6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	4,700	△1,906	2,793	△1,498	1,297
平成21年3月31日残高	802	49,550	4,381	54,734	△5,493	81,286

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
平成20年3月31日残高	11	△33	△21	79,968
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,374
当期純利益				4,168
別途積立金の積立				—
自己株式の取得				△1,502
自己株式の処分				6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	33	43	76	76
事業年度中の変動額合計	33	43	76	1,373
平成21年3月31日残高	44	10	54	81,341

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ19百万円減少しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）……………定 率 法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 5年～30年

器具備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(4) 長期前払費用 ……………定 額 法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

- (4) ポイントサービス引当金……………会員カードによるポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を満たしている通貨オプションについては、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 通貨オプション
ヘッジ対象 外貨建予定取引
- ③ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
通貨オプションについては、ヘッジ対象取引との通貨単位で、同一金額、同一期日で振当処理を行っており、期末時点での有効性の評価を行っております。
- (3) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

〔貸借対照表関係〕

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		18,349百万円
賃貸不動産の減価償却累計額		3,623百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	582百万円
	短期金銭債務	119百万円
	長期金銭債務	120百万円

〔損益計算書関係〕

(1) 関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
売上高		0百万円
売上原価		88百万円
販売費及び一般管理費		457百万円
営業取引以外の取引高		
営業外収益		494百万円
(2) 減損損失		

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
営業店舗	店舗設備	建物等
賃貸店舗等	店舗設備等	建物等

当社は、各店舗設備単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は業績不振等を要因としており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,530百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物883百万円、構築物45百万円、器具備品357百万円、投資不動産25百万円及びその他217百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値等により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.3%で割り引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書関係〕

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,085	1,001	2	3,084

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,000千株

単元未満株式の買取による増加 1千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプション権利行使による減少 2千株

単元未満株式の売却による減少 0千株

〔退職給付関係〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けています。また、従業員の退職等の際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）

イ. 退職給付債務	△2,048百万円
ロ. 年金資産	1,349百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△698百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	440百万円
ホ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	146百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	△112百万円
ト. 退職給付引当金	△112百万円

3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

イ. 勤務費用	119百万円
ロ. 利息費用	40百万円
ハ. 期待運用収益	△35百万円
ニ. 数理計算上の差異の損益処理額	50百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	16百万円
ヘ. 退職給付費用	191百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	2.35%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

翌事業年度から損益処理することとしております。

〔税効果会計関係〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

商 品 評 価 損	94百万円
未 払 事 業 税	145百万円
賞 与 引 当 金	218百万円
ポイントサービス引当金	261百万円
そ の 他	168百万円
合 計	887百万円

繰延税金資産（固定）

貸 倒 引 当 金	24百万円
退 職 給 付 引 当 金	45百万円
役員退職慰労引当金	23百万円
減 価 償 却 費	99百万円
投資有価証券評価損	16百万円
減 損 損 失	1,841百万円
そ の 他	182百万円
合 計	2,233百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	30百万円
そ の 他	94百万円
合 計	124百万円

繰延税金資産（固定）の純額 2,108百万円

〔リース取引関係〕

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具備品	2,575	1,439	328	807

② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額

1年内 417百万円

1年超 747百万円

合計 1,164百万円

リース資産減損勘定期末残高 268百万円

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 544百万円

リース資産減損勘定の取崩額 37百万円

減価償却費相当額 514百万円

支払利息相当額 30百万円

減損損失 217百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内 1,645百万円

1年超 13,179百万円

合計 14,824百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社等

属性	名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株ヴィクトリア	(所有) 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取(注1)	93	関係会社短期 貸付金	600
						関係会社長期 貸付金	3,670
	ゼビオカード(株)	(所有) 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1)	(注2)3,000	関係会社短期 貸付金	3,000
				利息の受取(注1)	28		
	清稜山(株)	(所有) 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取(注1)	12	関係会社短期 貸付金	48
						関係会社長期 貸付金	1,263

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等については、一般取引と同様に決定しております。

2. ゼビオカード(株)に対する資金の貸付は、当座貸越契約(極度額:4,000百万円)によるものであり、取引金額には期末残高を記載しております。

〔1株当たり情報〕

1株当たり純資産額	1,814円59銭
1株当たり当期純利益	91円11銭

〔重要な後発事象〕

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

ゼビオ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定成長に向けた経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円、
配当総額は、672,396,780円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金30円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	2,500,000,000円
---------	----------------

- (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	2,500,000,000円
-------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、その他必要と認められる字句の修正等を行ない条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は135,000,000株とする。</p> <p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第6条（発行可能株式総数） （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（単元未満株式についての権利） <u>当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第12条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 （条文省略）</p> <p>第41条</p>	<p>第8条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4. （現行どおり） <p>第9条（単元未満株式の買増し） （現行どおり）</p> <p>第10条（株主名簿管理人） （現行どおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. （現行どおり） 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第11条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 （現行どおり）</p> <p>第40条 附則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (昭和39年8月28日生)	平成6年12月 当社入社 平成9年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成12年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長兼商品二部長 平成12年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長兼商品二部長 平成13年10月 当社取締役スポーツ事業部長兼商品部長 平成14年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長（現任） [他の法人等の代表状況] 平成17年4月 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長（現任） 平成20年7月 ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社代表取締役社長（現任）	1,172,750株
2	大滝秀雄 (昭和31年7月27日生)	昭和54年3月 当社入社 昭和62年9月 当社福島総本店店長 平成2年3月 当社人事部長 平成5年4月 当社人事総務部長 平成12年5月 当社営業本部副本部長（スポーツ事業部担当） 平成12年6月 当社取締役営業本部副本部長（スポーツ事業部担当） 平成13年6月 当社取締役人材開発部担当兼人材開発部長 平成15年1月 当社取締役人事教育部担当 平成15年7月 当社取締役（現任） [他の法人等の代表状況] 平成19年7月 ゼビオカード株式会社代表取締役社長（現任）	9,750株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
3	北 沢 猛 (昭和25年11月4日生)	昭和49年4月 株式会社トーメン入社 平成12年4月 上海トーメン社社長 平成16年4月 株式会社トーメン繊維素材部長 平成17年1月 同社繊維原料部長 平成18年10月 豊田通商株式会社生活産業・資材企画部 平成19年6月 当社出向執行役員人事改革プロジェクト担当 平成20年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 平成20年6月 当社取締役(現任)	0株
4	谷 代 正 毅 (昭和18年12月11日生)	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年6月 同行ロサンゼルス支店長 平成8年6月 同行常任監査役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成14年4月 ユーシーカード株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 富士重工業株式会社常勤監査役 平成18年6月 当社取締役(現任) [他の法人等の代表状況] 平成20年6月 日墨ホテル投資株式会社代表取締役副社長(現任)	0株
5	石 綿 学 (昭和45年11月16日生)	平成9年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成9年4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 平成17年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成19年4月 京都大学法科大学院非常勤講師(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者諸橋友良氏は、株式会社ヴィクトリア、ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は株式会社ヴィクトリアへの商品の売買等の取引関係があります。
2. 取締役候補者大滝秀雄氏は、ゼビオカード株式会社の代表取締役を兼務しており、当社はゼビオカード株式会社と加盟店契約を行っております。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 谷代正毅氏、石綿学氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。
石綿学氏につきましては、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である谷代正毅氏、石綿学氏との間で、当該責任

限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に責任賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役渡邊航氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
佐々木庸雄 (昭和21年11月12日生)	平成11年7月 米沢税務署長 平成12年7月 仙台国税局 課税第二部消費税課長 平成13年7月 仙台国税局 課税第二部法人課税課長 平成15年7月 仙台国税局 課税第二部次長 平成16年7月 札幌国税不服審判所部長審判官 平成17年7月 仙台中税務署長 平成18年7月 退職 平成18年8月 税理士登録(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 佐々木庸雄氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由
 佐々木庸雄氏は、税理士としての専門的知識と豊富な経験を持ち、業務監査において客観的で精度の高い監査が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役候補者である佐々木庸雄氏と当該責任限定契約を締結の予定でございます。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます渡邊航氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

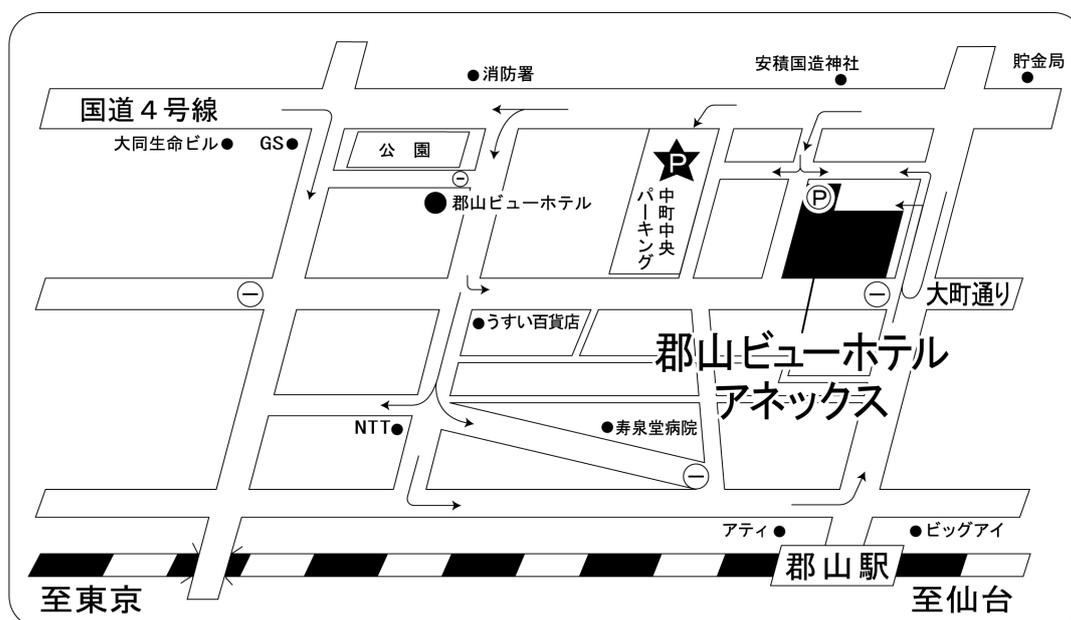
退任監査役は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
渡邊 航	平成17年6月 当社監査役（現任）

以 上

第37回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
電 話 (024) 939-1111



※Ⓟはホテル契約立体駐車場です。なお、RV、ワゴン車は★契約駐車場をご利用ください。

<交通のご案内>

- JR郡山駅より徒歩で約5分
- 東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分